

指定制、総合施設(仮称)等に関する連合の考え方について

日本労働組合総連合会
総合政策局長 中島 圭子

現在、政府の社会保障一体改革の議論の中で、全世代支援型の社会保障への改革の必要性が共有されてきており、その中でも子ども・子育てを社会全体で支える仕組みづくりが優先課題として位置づけられつつある。将来の社会を支える子どもや若者に対する「未来への投資」が喫緊の戦略課題であることをあらためて確認したい。

そのうえで、「子ども・子育て新システム」の枠組みとして示されてきた様々な課題について、その実現と実行のための作業を着実に推し進めたい。

1. 指定制の導入について

(1) 基本的考え方について

- こども園(仮称)について、安定的・継続的な運営を担保するため、一定の経過措置を前提に、法人格を条件とする必要がある。
- 事業主体は多様であっても、指定基準(最低基準)、給付、財源を一体化し、共通のルールのもとに公費を投入し、利用者の観点からこの質が評価される必要がある。
- 指定制度において需給調整が必要となる場合、新規の指定及び更新にあたって、指定権限主体は、サービスの質について「地域子育て会議(仮称)」とともに評価し、十分な情報開示を前提にその権限を発動すべきと考える。
- 経営破綻などへの懸念については、あらかじめリスク回避のスキームを組み込むことを基本に、多様な提供主体が積極的に質の良いサービスを供給できるよう、環境整備と社会的規制ルールの明確化が求められる。
- 指定権限主体は都道府県だけでなく、少なくとも政令市、中核市までとすべきである。

(2) 指定基準について

- 質の担保及び公正な財源投入の観点から、国の責任においてナショナルミニマムとしての指定基準を定め、明確なルールと社会的規制を組み込むことが必要である。
- 指定基準は現行最低基準から引き上げることを基本に、市区町村や事業者はその財源を確実に保障することが必要である。

(3) 情報開示について

- 保護者や地域社会に提供サービスの内容を周知し、質の向上を担保する観点

から、情報開示の義務化が求められる。

2. 「子ども・子育て支援給付（仮称）」（特に「こども園給付（仮称）」）について

指定を受けた施設や事業を、公平に「子ども・子育て支援給付（仮称）」（「こども園給付（仮称）」及び「地域型保育給付（仮称）」）の給付対象とすることは評価する。同時にその制度設計については、権利性を伴う利用保障の仕組みの明確化、市区町村の権限の明確化により、実効性を担保する必要がある。

（1）契約方式について

- 直接契約方式のみではサービス資源にアクセスしにくい保護者やひとり親、スキミングされやすいと想定される障がい児や低所得者等、本来優先されるべき子どもの平等な利用が保障されない。
- とりわけ待機児童が多い地域では、市区町村の実施責任により、最も利用支援を必要とする者が行き場を失うことがないように、市区町村が介在する仕組みが必要である。要保育認定は“権利付与”ではあるが、「認定区分」及び「認定証の交付」であり、それだけではアクセス機会の保障や具体的な利用支援の担保とはならない。
- このため、仮に直接契約方式を基本とする場合であっても、市区町村関与による「利用調整」「要請」「措置」などにより、最も支援を必要とする人々が排除されない仕組み、優先利用の仕組みを組み込むべきである。
- 現在は市区町村が「保育の実施義務」を有し、保育の必要性の認定から受け入れ施設の斡旋・利用調整・要請・措置、契約等を基本的にワンストップで行っている。この仕組みを十二分に活用すべきである。その際、従来通りケースワークやコーディネート業務など、総合的な対人サービス・支援が必要になる。市町村の実施責任と権限の下、地域の NPO など多様な子育て支援事業とも連携して、サポートシステムを強化することこそが求められている。

（2）応諾義務について

- 「正当な理由」がある場合を除き応諾義務を課す点は評価するが、応諾義務の実効性を担保する仕組みを構築すべきである。
- 「正当な理由」は国の責任で限定的に定め、無制限に拡大すべきではない。

（3）選考について

- 仮に施設による選考を認める場合であっても、国が選考基準を定めるべきである。また、施設の設置者が独自に選考基準を定める場合、この基準の公正性について評価できるよう情報開示が不可欠である。

（4）市区町村の関与について

- 市区町村の権限と責務を明確に位置づけ、実施責任とこれを担保する財源の裏打ちが必要であり、現行の市区町村の権限と責務を堅持すべきである。
- 事務局案では、市区町村は、優先的な利用を保障すべき子どもに対して利用可能施設の「あっせん」を行うとしているが、利用支援のための「あっせん」「利用調整」等の権限を明示すべきと考える。

（5）公定価格と上乗せ徴収について

- 必要な給付水準を「公定価格」で保障することを評価する。
- 新たな制度における価格設定方法において、サービスの質量及び人材確保の観点から、必要な職員の配置を考慮した価格設定が必要である。
- この際、この公定価格の水準が現在一般財源化されている公立保育所においても確保される必要がある。公立保育所に対しても「こども園給付（仮称）」を行うためには、現行の一般財源枠を、子ども特定財源に改めて組み込み、義務的経費として支給する必要がある。障害児保育についても同様である。
- 実費の「上乗せ徴収」を認める場合であっても、徴収額の上限設定と徴収可能な実費の範囲の明確化が必要不可欠である。同時に低所得者に対する配慮した仕組みが必要であるが、「補足給付」の考え方については、介護保険制度等の他の「補足給付」と勘案して妥当か検討すべきである。
- 実費以外の「上乗せ徴収」を認める施設と認めない施設を、「総合施設（仮称）」という同一制度の体系の中に併存させると、低所得者に対するスキミング等が発生する懸念があるので、慎重に対応すべきである。

3. 「総合施設（仮称）」について

(1) 設置主体について

- 設置主体の要件は、「総合施設（仮称）」の公共目的を體現し、持続的かつ確実に運営する能力を有する法人とすべきである。
- 対人サービスを基本とする福祉領域においては人件費が70～80%を占めることが一般的であり、処遇が確保されなければ、人材不足に拍車がかかる。福祉人材がその処遇や業務の困難性から離職しないよう、運営費については一定程度用途制限をかける必要がある。

(2) 設置認可・指導監督等について

- 運営等にかかる監査・監督、参入・撤退規制、緊急時対応等、できる限り実施責任を持つ主体と同一であることが望ましい。少なくとも、中核市、政令市は認可主体とすべきと考える。また、保育・乳幼児教育全体をカバーすることから、首長部局が適当である。

(3) 設置基準について

- 施設基準、職員配置基準などはナショナルミニマムとして国が責任を持って基準を設けるべきである。
- 基準については、現行の保育所制度と幼稚園制度における基準を比較・照合した上で、子どもの最善の利益に資する基準をベースにした上で、抜本的な引き上げ、改善をはかる方向で定めるべきである。

(4) 職員の身分等について

- 職員の身分や研修、給与及び福利厚生等については、実務上不利益が生じることの無いよう、労働組合や関係機関と協議の上で制度設計を行うべきである。

以上

